

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和6年第1回定例会提出予定議案の説明

(2) 議案第8号 川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第8号 川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和6年2月8日

健康福祉局

議案第 8 号 川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 条例改正の背景

医療法施行規則の一部改正（令和 5 年厚生労働省令第 8 5 号）

2 条例の主な改正内容

上記 1 に伴い、病院の人員に関する基準のうち病床数が 1 0 0 床以上の病院に置くべき従業者を次のとおり改めるもの

「栄養士」→「栄養士又は管理栄養士」

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行

川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第67号 (病院の人員に関する基準)</p> <p>第4条 法第21条第1項第1号に規定する条例で定める従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 栄養士 <u>又は管理栄養士</u> 病床数が100床以上の病院にあつては、1人</p> <p>(5)～(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>○川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第67号 (病院の人員に関する基準)</p> <p>第4条 法第21条第1項第1号に規定する条例で定める従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>栄養士</u> 病床数が100床以上の病院にあつては、1人</p> <p>(5)～(6) 略</p> <p>2 略</p>